

令和7年度沖縄鉄軌道経済波及効果分析委託業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度沖縄鉄軌道経済波及効果分析委託業務

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月23日までとする。

3 調査の目的

沖縄県では、令和2年度から沖縄鉄軌道に係るシンポジウムや学生向けイベントの開催等により、鉄軌道導入に向けた機運醸成に取り組んでおり、令和6年度においては、鉄軌道導入に係る効果を定量的に把握し本県における鉄軌道導入による効果を広く県民へ周知することを目的として、沖縄都市モノレールの事案を参考にした経済波及効果やその他導入効果の算出・分析を行ったところ。

令和7年度は、令和6年度の分析結果を踏まえ、課題等を整理し、新たな項目を含めた経済波及効果及びその他導入効果の分析等を行う。

4 業務内容

(1) 実施計画の作成及び実施準備

本業務に必要なとなる計画（調査方法、スケジュール）の策定を行うとともに、本業務の実施に必要な資料となる経済波及効果に関する基礎情報等（他都道府県の鉄道整備を参考とした沿線開発効果等）の収集を行い整理し、電子データ（CD-R）等にて報告すること。

① 実施計画書の作成（調査方法、スケジュール）

② 経済波及効果に関する基礎情報等の収集

- ・他都道府県を参考とした沿線開発効果（駅勢圏、需要の考え方 等）
- ・その他本業務に必要な収集すべき情報

(2) 鉄軌道導入による経済波及効果の深度化

令和6年度には、過去に実施された沖縄都市モノレールに関する経済波及効果の分析を参考に、以下の4つの観点から沖縄鉄軌道に係る経済波及効果を分析した。

1. 鉄軌道整備（建設）：建設に伴う経済効果の分析
2. 運営（運賃収入）：鉄軌道運営による収益効果の分析
3. 沿線開発（駅周辺の住宅等建設）：駅周辺の開発による地域経済への影響
4. 観光産業（宿泊数増加による観光消費）：鉄軌道導入が観光産業にもたらす経済効果

一方で、那覇浦添間を運行する沖縄都市モノレールと、那覇名護間を運行する沖縄鉄軌道では、特に沿線開発の発展の仕方が異なる可能性がある。また、市町村別の観光・消費実態や沖縄北部における大型観光施設の開業などを踏まえた波及効果の算定については、さらなる深度化の余地が残っている。

令和7年度には、これらの課題を踏まえ、上述の4項目を中心に、他都道府県の事例を調査・検討し、沖縄鉄軌道に係る経済波及効果のさらなる深度化を図る。

- ① 経済波及効果調査・分析等にあたり、以下の項目は必須とする。
 - ア 鉄軌道整備（建設）により想定される経済波及効果
 - イ 鉄軌道運営により想定される経済波及効果
 - ウ 鉄軌道沿線開発により想定される経済波及効果
 - エ 沖縄県の主要産業である観光産業への経済波及効果
- ② 深度化に当たっては、県民一丸となった機運醸成の推進に繋げる観点から、沖縄都市モノレールの事案を参考にした場合の経済波及効果の分析で生じる課題等への対応や、最新の鉄軌道需要予測に基づく各種効果の算定、物価高騰の加味、ターミナルとなる駅の開発効果の上乗せ、県内経済団体等に対するヒアリングを通じた対応等も検討すること。また、令和6年度分析の前提の変更も含めたブラッシュアップも検討する。（部門表の追加・変更、産業連関表以外の手法、項目の追加等）
- ③ 県民（観光客）等を対象に、鉄軌道の導入が移動手段や行動にどのような変化をもたらすかについてアンケート調査を実施すること。また、調査結果を基に、鉄軌道導入による県民生活の変化を分析し、その結果を定量的なデータとして活用することを検討する。
- ④ とりまとめた経済波及効果分析結果をもとに、概要版【県民及び経済団体等向けの対外的に経済波及効果結果を説明するための資料（パワーポイント10枚程度：表紙を除く）】を作成すること。
- ⑤ 他都道府県の事例調査・検討に当たっては、現地調査も検討する。
- ⑥ 効果的な項目設定、分析手法等の確からしさを担保する観点から、専門的知識を有する学識者等へ確認しながら業務を遂行すること。
- ⑦ 調査分析等については、「沖縄鉄軌道導入効果等検討業務（R7）」「沖縄鉄軌道導入を見据えたフィーダー交通可能性調査（R7）」及び「次世代交通ビジョン沖縄2045（仮称）」と連携を図り、適宜調査結果等を共有する。

(3) 経済波及効果以外の導入効果の検討・分析

令和6年度には、県民一丸となった機運醸成を推進する観点から、テーマ（主なターゲット）※ごとに、定性的効果を含めた経済波及効果以外の導入効果を検討したところ。令和7年度も引き続き、総合的な評価の視点から、経済波及効果以外の導入効果の深度化及び新たな項目の追加等を検討する。

※令和6年度に検討・分析したテーマ（主なターゲット）は、「モビリティ（県民）」、「まちづくり（県民）」、「渋滞（県民、観光客）」、「送迎（県民）」、「観光（観光客、観光事業者）」、「基地跡地利用（県民）」、「カーボンニュートラル（県民）」、「健康（県民）」、「防災（県民）」、「交通安全（県民）」、「貧困（県民）」の11項目。

- ① 昨年度の検討課題への対応や定量化の検討等その他必要な対応を検討する。
- ② まちづくりの観点から、フィーダー整備が地域の発展に与えるインパクト（経済的、社会的、文化的な影響）の評価を検討する。

(4) 報告書・概要版資料の作成等

報告書のとりまとめに当たっては、図表やイメージ図等も用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。また、公表用の概要版報告書も併せて作成する。

(5) パンフレットの作成（A4縦カラー版10～20 頁程度：200 部）

効果的な機運醸成の観点から、本事業によりまとめた導入効果を一般県民にも分かりやすく伝えるために、県民向けパンフレットを作成する。

5 本業務に係る提供資料（業務契約締結後）

令和6年度沖縄鉄軌道経済波及効果分析委託業務 報告書（データ）

6 進捗確認

① 本事業の実施にあたり統括責任者を置くこととし、業務委託契約締結後に速やかに氏名及び役職等を報告すること。

② 本業務を円滑に遂行するため、月1回程度は打ち合わせ協議を実施する（WEBでも可）。

打ち合わせの内容は認識共有のためメモを作成し、県の確認を得ること。

7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・報告書（A4縦カラー版40 ページ程度）：2 部
- ・概要版（A4横カラー版6 ページ程度）：2 部
- ・パンフレット（A4縦カラー版10～20 頁程度：200 部）
- ・成果品に係る電子データ（CD-R）：1 部

8 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の応札者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力および集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

9 特記事項

- ・本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。
- ・本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- ・本業務を遂行するにあたり、必要な資料がある場合は、本課職員と協議するものとする。
- ・本業務の成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。